

新座市総合評価競争入札技術審査会設置要領

(平成20年10月1日市長決裁)

(設置)

第1条 新座市建設工事総合評価競争入札試行要領（平成20年9月1日市長決裁）第8条第2項の規定に基づく技術資料の審査等を行うため、新座市事務分掌規則（平成29年新座市規則第45号）第3条の規定に基づき、新座市総合評価競争入札技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 技術審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加希望者から提出された技術提案又は発注者が指定した課題への対応（以下「提案等」という。）に係る次に掲げる事項の審査並びに当該提案等の採否の決定及び評価
 - ア 原設計（標準設計）に定める内容と提案等の内容との対比及び提案等の理由
 - イ 提案等の実施に関する事項
 - ウ 提案等が採用された場合に考慮すべき事項
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、提案等に関し必要な事項
- (2) 配置予定技術者の技術能力の審査に係る当該配置予定技術者に対するヒアリング及び技術能力の評価
- (3) 前2号に掲げるものを除く技術資料に係る工事担当課による評価の確認
- (4) 前3号に掲げるもののほか、技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 技術審査会は、委員7人をもって組織する。

2 技術審査会に、会長及び副会長各1人を置く。

3 会長は、財政部副部長をもって充て、副会長は、上下水道部副部長をもって充てる。

4 委員は、財政部施設営繕課、都市整備部道路課、都市整備部新座駅北口土地区画整理事務所、上下水道部下水道課及び上下水道部水道施設課の副課長又は副所長（これらの相当職にある者を含む。）であって原則として技術職員とし、当該課所からそれぞれ1人を市長が任命する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 技術審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、工事担当課長等を会議に出席させ、付議事案について説明させることができる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、委員の過半数で決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(報告)

第6条 会長は、会議の開催後、速やかに審査結果を市長へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 技術審査会の庶務は、財政部管財契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、技術審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から実施する。

附 則（平成21年9月28日市長決裁）

この要領は、平成21年10月1日から実施する。

附 則（平成22年9月3日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成23年10月6日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成28年8月23日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成29年12月28日市長決裁）

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（平成31年3月27日市長決裁）

この要領は、平成31年4月1日から実施する。